平成２４年（フ）第３７７号
神奈川県秦野市平沢546番地の１寿ハイツＩ205号
債務者　高橋　盛文
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２５号
京都府舞鶴市字余部上677番地４
債務者　東末　和也
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２４年（フ）第２６号
京都府舞鶴市字西吉原90番地
債務者　千桐　健司
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２４年（フ）第３７０４号
大阪市中央区島之内１丁目11番６―1005号、前住所広島県呉市西辰川１丁目２番30号
債務者　藤野　健臣
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７２３号
大阪府豊中市原田元町２丁目25番２号
債務者　舩越こと　住吉　　豪
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７９９号
大阪府東大阪市善根寺町３丁目３番９号、前住所大阪府東大阪市善根寺町４丁目３番36号
債務者　岸本富左子
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９３２号
大阪府東大阪市俊徳町４丁目10番21号　クオリテイ俊徳307号
債務者　新宅　嘉夫
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９３７号
大阪府摂津市千里丘１丁目11番14―303号
債務者　鎌田　宏美
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９４７号
大阪府箕面市新稲５丁目16番13号、前住所大阪府箕面市箕面６丁目８番11号
債務者　岡村ノリ子
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９５３号
大阪府大東市朋来２丁目１番306号
債務者　西口　信男
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９６３号
大阪府吹田市岸部北２丁目３番Ｂ２―401号
債務者　漆﨑　敦紀
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０１８号
大阪市此花区西九条１丁目11番21号　ファミリー住宅215号
債務者　小林　清治
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０２０号
大阪府門真市四宮６丁目１番３号
債務者　井上　榮子
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０２１号
大阪府大東市津の辺町４番46号
債務者　曽我部美香
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８号
福島県喜多方市関柴町上高額字上中1167番地７
債務者　折笠　七郎
1　決定年月日時　平成24年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第３５６号
神奈川県足柄上郡開成町宮台530番地１　藤沢アパート101
債務者　大谷　雅美（旧姓古谷）
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３６０号
神奈川県厚木市水引２丁目４番１―408号
債務者　岩﨑まどか
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部